

報 道 資 料

発表日：平成30年3月26日（月）
所 属：総務部知事公室消防救急課
倉田 中村
電 話：0742-27-8423（ダイヤルイン）
内 線：2273 2278

災害時における消防用水等の確保に関する協定の締結について

災害時における消防用水等の確保について、奈良県生コンクリート工業組合等（以下「組合」という。）と奈良県が次のとおり協定を締結します。

記

1. 趣旨

この協定は、奈良県内における火災発生等災害時に火消などのため水が緊急に必要な場合等に、県が奈良県生コンクリート工業組合等に要請し、ミキサー車による消防用水や生活水の運搬等必要な協力を得ることを目的とします。

2. 経緯

今般、組合より、災害時における消防用水等の確保について協力できる旨の申し出がありました。

この申し出を受け、組合及び組合員が保有するミキサー車により消防用水や生活水の運搬等必要な協力を得ることを目的に、その確保に関する協定を締結します。

3. 協定の相手方

奈良県生コンクリート工業組合、奈良県中央生コンクリート協同組合
奈良県広域生コンマテリアル協同組合、奈良県中南和生コン協同組合

4. 協定の主な内容

○県及び組合の連絡責任者

県／消防救急課長、組合／奈良県生コンクリート工業組合事務局長

○手続き

- ・消防本部・市町村→県（消防救急課）→奈良県生コンクリート工業組合（事務局）→各協同組合又は組合員代表者
- ・緊急やむを得ない場合には、消防本部・市町村から直接、地域の組合員に連絡をすることも可能。

○費用負担

- ・要請業務にかかる費用は用水の供給を受けた者（県又は消防本部及び市町村）が負担。

5. 協定書取り交わし式

組合と県が以下により協定書の取り交わし式を行います。

- ・日 時 平成30年3月29日（木）14時～14時20分
- ・場 所 奈良県庁本庁舎2階 危機管理監室（奈良市登大路町30番地）
- ・出席者 奈良県生コンクリート工業組合理事長 吉田 桃子
奈良県中央生コンクリート協同組合理事長 船尾 好平
奈良県広域生コンマテリアル協同組合理事長 徳本 達夫
奈良県中南和生コン協同組合理事長 藤田 弘和
奈良県危機管理監 中 幸司 ほか

6. 参考資料 「災害時における消防用水等の確保に関する協定」

災害時における消防用水等の確保に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県生コンクリート工業組合、奈良県中央生コンクリート協同組合、奈良県広域生コンマテリアル協同組合及び奈良県中南和生コン協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防本部及び市町村（以下「消防本部等」という。）からの要請等により用水の供給を必要とする場合は、別記様式により、乙に対して用水の供給の協力要請を行うことができる。

2 乙は協力要請があったときは、特別の事由がある場合を除き、直ちに甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要した費用は、用水の供給を受けた者が負担する。

2 要請業務に要した費用は、甲及び乙が協議のうえ決定する。ただし、供給を受けた者が消防本部等の場合にあつては、消防本部等の意見を考慮するものとする。

（補償）

第5条 要請業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

（第三者への損害）

第6条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議しその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練）

第8条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

2 乙は市町村の行う防災訓練に当該市町村から参加要請があった場合には、参加に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては奈良県総務部知事公室消防救急課長、乙においては奈良県生コンクリート工業組合事務局長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を5通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 奈良県奈良市登大路町30
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県桜井市慈恩寺819-1
奈良県生コンクリート工業組合
理事長 吉田 桃子

奈良県天理市杣ノ内町391-3
奈良県中央生コンクリート協同組合
理事長 船尾 好平

奈良県吉野郡大淀町桧垣本1069-1
奈良県広域生コンマテリアル協同組合
理事長 徳本 達夫

奈良県宇陀市大宇陀下竹191
奈良県中南和生コン協同組合
理事長 藤田 弘和